

せい かつ ほ ご

生活保護について



さっし せい かつ ほ ご ほう
この冊子は生活保護法におけるみなさんの

けんり せい ど し く かん が か た
権利や制度の仕組みや考え方などについて、

き さい
記載したものです。

ふく し じ む し ょ ほ ご か
わからないことがあれば、福祉事務所(保護課)

ち く たん とう いん たん とう
の地区担当員(担当のケースワーカー)に

そう だん
ご相談ください。

ね や が わ し ふく し じ む し ょ
寝屋川市福祉事務所

ほ ご か
保 護 課

ち ょ く つ う
(直通) ☎ 072-838-0347

(令和8年7月1日改定)

目 次

1	生活保護とは(生活保護の目的)	1
2	生活保護の基本的な考え方	2
3	生活保護の原則	5
4	生活保護の要否	6
5	相談から決定まで	7
6	生活保護費の支払い	8
7	収入の取扱い	8
8	生活保護の種類	10
9	あなたの権利と義務	12
10	病気やけがで医療機関にかかるとき	16
11	介護が必要になったとき	18
12	地区担当(ケースワーカー)	20

I せいかつ ほ ご 生活保護とは せいかつ ほ ご もくてき (生活保護の目的)

せいかつ ほ ご ひつよう 生活保護を必要とする かのうせい 可能性はどなた
にもあります。

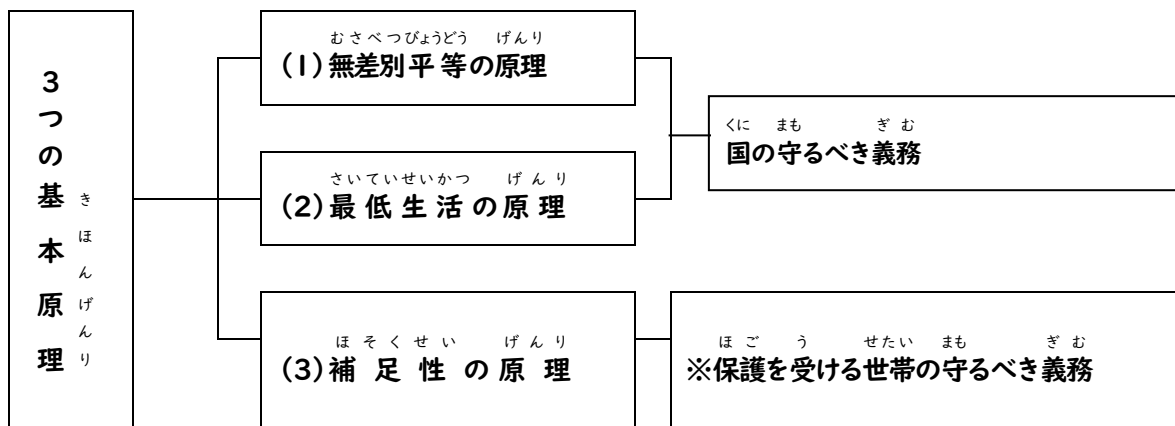
せいかつ ほ ご こくみん けんり 生活保護は国民の権利です。

わたし いっしょう あいだ びょうき はたら かぞく
私たちの一生の間には、病気やケガのために働けなくなったり、家族との
りべつ じじょう しゅうにゅう じしん ちから
離別などさまざまな事情で収入がなくなったりして、ご自身の力だけではどうし
せいかつ
ても生活できなくなってしまうことがあります。

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど
生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと さいてい せいかつ ほ ご ほう
生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定されています。(生活保護法)
くに せいかつ こま ひと たい さいていげんど せいかつ ほしょう ひつよう
国が生活に困っている人に対して最低限度の生活を保障するために必要な
きゅうふ おこな ふたた じぶん ちから せいかつ てつだ
給付を行うとともに、再び自分たちの力で生活していけるようにお手伝いするの
せいかつ ほ ご せいど
が生活保護制度です。

2 生活保護の基本的な考え方

次の3つの原理は、生活保護の基本的な考え方として定められています。



※資産の活用・能力の活用・扶養義務者による扶養・ほかの法律や制度による給付等の活用

(1) 【無差別平等の原理】 生活に困ったときは、その原因がどのような理由

であろうと、生活保護法に定める要件にあてはまるときは、平等に保護を受けることができます。

(2) 【最低生活の原理】 生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的

な最低限度の生活を維持するためのもので、保護の給付の基準は毎年国が定めます。

(3) 【補足性の原理】 生活保護は、資産、能力、ほかの法律による給付

など利用し得るあらゆるものを活用し、生活に困っている方がいろいろ努力をして、それでも生活ができないという場合に限って保護が行われます。さらに親子などの扶養が優先することになっています。具体的には次のとおりです。

① しさん かつよう 資産の活用

せたい せいかつ ひつじゅひん いがい しさん しよぶん さいだいげん かつよう
世帯の生活必需品以外の資産は、処分あるいは最大限に活用して、
せいかつひ あ
生活費に充ててください。

れい 〔例〕

とち かおく
・土地・家屋

よちよきん ゆうかしやうけん
・預貯金・有価証券

せいめいほけん かんいほけん がくしほけん かくしゅほけん
・生命保険・簡易保険・学資保険などの各種保険

じどうしゃ じどうにりんしゃ ききんぞくゐ
・自動車・自動二輪車・貴金属類など

そうはいきりよう い か およ げんどうきつきじてんしゃ
※総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、
じ どうしゃそんがいばいしやうほけん およ にんいほけん かにゆう さいていせいかつ い じ
自動車損額賠償保険及び任意保険に加入しており、最低生活維持に
ひつよう ばあい ほゆう みと
必要な場合は保有が認められることがあります。

いってい ばあい どうがいしさん ほゆう ようにん ふ
※一定の場合において当該資産の保有を容認することもあります。ご不
めい ばあい そうだん
明な場合はご相談ください。

② のうりよく かつよう 能力の活用

はたら で き かた のうりよく おう はたら しゅうにゆう え
働くことが出来る方はその能力に応じて働いて収入を得てください。

③ ふようぎむしゃ ふよう 扶養義務者による扶養

おやこ きやうだいしまい しんせき みんぽうじやう ふようぎむしゃ えんじょ せいかつ ほ ご
親子、兄弟姉妹、親戚など民法上の扶養義務者からの援助が生活保護
ゆうせん
に優先します。

④ ほうりつ せいど きゅうふ かつよう ほかの法律や制度による給付などの活用

ほうりつ せいど きゅうふ う
ほかの法律や制度による給付などを受けることができるときは、まずそ
せいど かつよう
の制度を活用してください。

れい
〔例〕

かくしゅねんきんぽう こようほけんぽう ろうさいほけんぽう けんこうほけんぽう じどうふようてあてぽう
・各種年金法・雇用保険法・労災保険法・健康保険法・児童扶養手当法・

かいごほけんぽう きゅうふ てあて
介護保険法などによる給付または手当

ろうじんふくしほう しんたいしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう
・老人福祉法・身体障害者福祉法・精神保健福祉法・知的障害者福祉法など

さんこう
〔参考〕

こくみんけんこうほけん せいかつほごう せたい てきよう
国民健康保険は、生活保護を受けている世帯には適用されません。また、

さいいじょう さいみまん こくみんけんこうほけん かにゆう かた かいごほけん
40歳以上65歳未満で国民健康保険に加入していた方などは、介護保険

てきよう いりようひ かいご ひよう
も適用されなくなります。これらの医療費や介護サービスにかかる費用は、

せいかつほごひ しきゅう
生活保護費から支給されます。

せいかつほごう せたい しゃかいほけん てきよう ばあい
なお、生活保護を受けている世帯にも社会保険は適用されます。その場合

じこふたんぶん せいかつほごひ しきゅう
は、自己負担分が生活保護費から支給されます。

3 生活保護の原則

【 申請保護の原則 】

生活保護は、原則として本人、家族などからの申請によって行われます。ただし、緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。

【 世帯単位の原則 】

生活保護は、世帯全体を対象として、どの程度の保護が必要かどうかを決定します。原則として同居する方が親族であれ、他人であれ、住民票に関係なく同じ家に住んで生活をともにしている方の集まりが世帯ということになります。また、出稼ぎに行っている場合や入院している場合も同じ世帯になります。

【 必要即応の原則 】

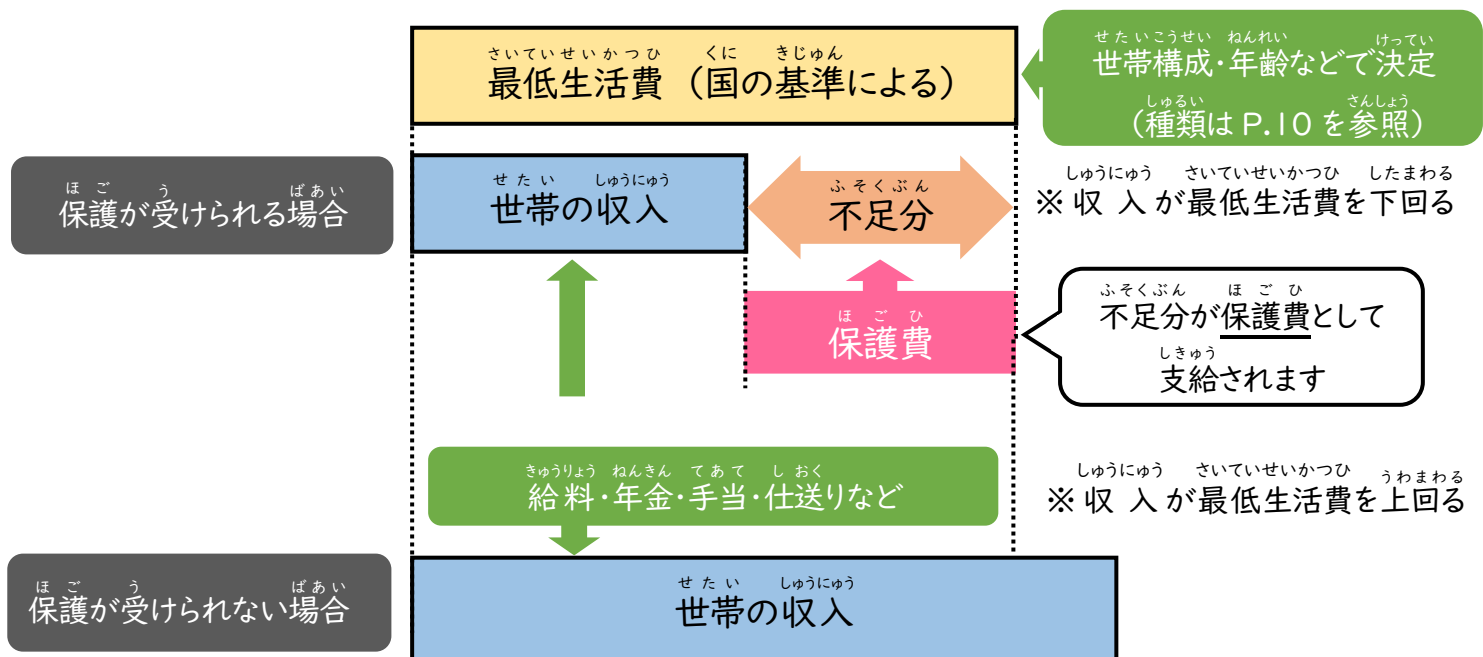
生活保護は、世帯の事情にあわせて、最低限度の生活を維持するため、必要に応じて行われます。

【 基準及び程度の原則 】

生活保護は、世帯構成・年齢・住んでいる地域など、国が定める基準に照らして、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことができないときに、不足する部分を補う形で行われます。

4 生活保護の要否

生活保護は、保護を受けようとする世帯の最低生活費（国が定めるその世帯の生活に必要な金額）と、その世帯すべての収入を比べて、最低生活費より世帯の収入の方が少ない場合に、その不足する部分を補うという方法で行われます。



○収入がない場合

最低生活費 = 保護費
さいていせいいかつひ ほごひ

○収入（就労収入がある場合）

就労収入 しゅうろうしゅうにゅう	基礎控除 きそこうじょ	保護費 ほごひ	基礎控除 きそこうじょ
---	--------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------

○収入（年金、各種手当など）がある場合

年金、各種手当 ねんきん かくしゅてあて	保護費 ほごひ
---	----------------------------------

5 相談から決定まで

① 相談	生活に困っている方は、福祉事務所(保護課)へお越してください。なお、病気などで来所できない方は申し出てください。地区担当員(ケースワーカー)がご自宅などにお伺いします。
② 申請手続	生活に困っている本人、その親族(扶養義務者)の方、またはその他の同居の親族の方が、福祉事務所(保護課)へ生活保護の申請をしてください。 《生活保護の申請》 生活の状況をお聞きして、生活保護の申請を受け、必要な書類をお渡しします。 《必要書類の提出》 必要書類は、できるだけ早く福祉事務所へ提出してください。提出が遅れると、保護の決定ができない場合がありますので、ご注意ください。
③ 調査	申請の手続がすむと、日程調整の上、速やかに福祉事務所(保護課)の地区担当員(ケースワーカー)が、ご自宅に伺うなど、必要な調査を行います。その際に、親子、兄弟姉妹、親戚など扶養義務者への照会を行います。 DV(夫婦間等の暴力)や虐待など特別な事情がある場合は、親族への照会を行わないなど配慮をしますのでご相談ください。 また、担当民生委員には、申請があった旨を通知します。
④ 決定	●生活保護が受けられる場合 「保護決定通知書」をお渡しします。この通知書には、保護費の金額などが記載されています。 ●生活保護が受けられない場合 「保護申請却下通知書」をお渡しします。この通知書には、保護が受けられない理由が記載されています。

※生活保護の決定は、申請のあった日から14日以内に決定されます。ただし、調査に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には、30日以内に決定されます。

6 生活保護費の支払い

生活保護費は、銀行振込を基本としますが、生活保護開始当初は印鑑を持参の上、原則、直接本人が福祉事務所(保護課)へ受け取りに来てください。

7 収入の取扱い

生活保護を申請される方や生活保護を受けている方は、必ずお渡しする収入申告書に収入内容を記入し、収入が分かる書類(給与明細書など)と一緒に提出してください。

世帯に入ったすべての収入(高校生のアルバイト収入も含む)が、その世帯の収入になります。

〔例〕

- 給与(賞与などの臨時収入を含む)
- 仕送り
- 各種手当
- 年金
- 保険金
- 補償金
- 借金(福祉事務所が認めていないもの)
- 給付金など

ひつようけい ひ <必要経費>

しゅうにゅう え ひつよう こうつう ひ ひつようけい ひ こうじょ
収入を得るために必要な交通費などは、必要経費として控除されます。

ほう もと こうじょ <法に基づく控除>

しゅうろうしゅうにゅう たい き そ こうじょ みせいねんしゃこうじょ かくしゅこうじょ みと
就労収入に対しては、基礎控除(※)、未成年者控除などの各種控除が認めら
れていきますので、はたら しゅうにゅう え ば あい はたら ば あい せたい
働いて収入を得た場合は、働いていない場合より、世帯
ぜんたい せいかつ ひ ふ
全体の生活費は増えることになります。

き そ こうじょ <※基礎控除とは>

きんろう ともな ひつようけい ひ ほてん きんろういよく ぞうしん じりつじょちよう はか
勤労に伴う必要経費を補填するとともに、勤労意欲の増進・自立助長を図るも
の です。ひ ほ ご せたい しゅうにゅう ば あい せたい さいていせいかつひ どうがいしゅうにゅう
被保護世帯に収入があった場合、世帯の最低生活費から当該収入
をさ ひ ふそくぶん ほ ご ひ しきゅう きほん きんろうしゅうにゅう
差し引いた不足分を保護費として支給するのが基本であるが、勤労収入を
え
得るためには、きんろう ともな ひ ふくひ ちしき きょうよう こうじょうなど けいひ ひつ
勤労に伴って被服費や知識・教養の向上等のための経費が必
よう
要となることから、きんろうしゅうにゅう いっていがく こうじょ
勤労収入のうちの一定額を控除します。

き そ こうじょがく さんこう
基礎控除額についてはこちらをご参考ください。

き そ こうじょがくひよう げつがく
基礎控除額表(月額)



しゅうがくちゅう <就学中のアルバイト>

しゅうがくちゅう しゅうにゅう ほんにん がくしゅうじゅく だいがく かくしゅがっこう しんがく ひよう
就学中のアルバイト収入は、本人の学習塾や大学・各種学校に進学する費用
かつよう ば あい そうだん
などに活用できる場合がありますので、ご相談ください。

8 生活保護の種類

保護基準・・・年齢や家族構成などによって金額（扶助費）が決められています。

最低生活費・・・世帯が生活に必要な扶助費を合計したものです。

扶助費の種類・・・生活していく上でいろいろな支給項目があります。

生活保護には次のような種類の扶助があります。

1	生活扶助	衣食など日常生活のための費用
2	住宅扶助	家賃、地代、家屋の補修などの費用
3	教育扶助	義務教育上必要な学用品、通学用品、学校給食費、 課外のクラブ活動を行うための費用など
4	介護扶助	介護にかかる費用 (直接事業者に支払います)
5	医療扶助	医療機関にかかるための費用 (直接医療機関に支払います)
6	出産扶助	出産のための費用
7	生業扶助	仕事をするために必要な資金や技能修得費、 高等学校などの就学費用など
8	葬祭扶助	葬祭のための費用

一時的な扶助

それぞれに限度額や決まりがあります。

必ず、前もって地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

①小・中学校に入学するとき

②常におむつが必要なとき

③保護の開始時や長期の入院から退院するときなどで、衣服や布団、食器、

冷暖房器具などが無いとき

④病院へ行ったり、仕事を探したりするために交通機関を利用するとき

⑤やむを得ない理由での転居するために、敷金や引越し費用などが必要なとき

⑥家の契約更新の際などに、更新手数料、火災保険料、保証料が必要なとき

⑦家を修理しなければならないとき

⑧就労活動や就職のため服や靴、交通費が必要なときなど

⑨大学等に進学や企業等に就職するときに必要な費用

加算

世帯員の状況や年齢などに応じて、扶助費が加算される場合があります。

①冬季加算……冬季間の暖房代にかかる費用（11月～3月）

②妊娠婦加算……妊娠婦に支給。時期に応じて加算

③母子加算……ひとり親家庭などに支給。児童の年齢・人数により加算

④障害者加算……障害の程度に応じた加算

⑤介護保険料加算……介護保険の被保険者に対する保険料分の加算

⑥その他の加算……児童を養育している世帯に対する加算など

※加算できるには要件がありますので、状況に応じて地区担当員（ケースワーカー）に

ご相談ください。

9 あなたの権利と義務

※ **暴力団員は生活保護を受けることはできません。**

1. あなたの権利

生活保護を受けている方（受けようとする方）には、次のような権利があります。

ア すでに決定された保護について、正当な理由がなければ、不利益に変更されることはありません。

イ 保護金品、又はこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえられたりすることはありません。

ウ 福祉事務所長の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定処分^{しよぶん ふふく}に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に、大阪府知事^{さかふち}に対し審査請求^{たいしんさせいきゅう}をすることができます（外国籍の方は除く）。

2. あなたの義務

生活保護を受けている方には、次のような義務があります。

(1) 生活上の義務

ア 働ける方は、能力に応じて働き、病気の方は医師の指示に従って、治療^{ちりょう}に専念^{せんねん}するなど、自立した生活を送るため、生活の維持向上に努めなければなりません。

イ 福祉事務所が行う指導・指示には、従わなければなりません。

ウ 資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、先に支給された保護費^{ほごひ}の全部、または一部を返還^{へんかん}しなければなりません。

(2) 届出の義務

ア 次のようなときには、すみやかに届出をしなければなりません。

(ア) 収入があったとき（世帯員に収入があったときも含む）

※収入がなくても最低12か月に1回は、届出をする必要があります。

(イ) 働く日数や収入が変わったとき

（給料・賞与が入ったときや年金額が変わったとき）

(ウ) 仕事を変わったときや仕事についてなかった方が仕事についたとき

(エ) 家族の方に変わったことがあったとき

（出生・死亡・転入転出・結婚・妊娠・病気・入退院・事故・入学退学など）

(オ) 転居するとき（必ず前もって相談してください）

(カ) 家賃や地代が変わったとき

(キ) 障害者手帳などを取得・更新したとき

(ク) 交通事故など、第三者の行為によって負傷されたとき

(ケ) その他、生活の状況に変化があったとき

イ 福祉事務所では、毎年課税調査を行っており、福祉事務所に申告されて

いる収入と、勤務先から提出される「給与支払報告書」や年金機構などが

ら提出される年金額などの課税資料の内容が一致しているか確認していま

す。申告のなかった収入が判明した場合、その間に受けた保護費

（医療費・介護費なども含む）をさかのぼって返していただくことになるほ

か、罰せられたりすることがあります。

3. その他

つぎ せいかつ ほ ご う せいかつ ほ ご はいし ばあい
次のようなときには生活保護が受けられない（生活保護が廃止される）場合
があります。

ア あなたが行うべき義務をはたさないとき

イ うその届出をしたときや必ず届出なければならないことをしなかったとき

ウ 家庭訪問・収入についての調査など必要な調査に対して、正当な理由もなく、

拒んだり、妨害したりしたとき

エ 単車・自動車を所有、使用したとき（福祉事務所が特に認めている場合を除く）

オ 生活保護受給中に、あなたの年金を担保に貸付を受けたとき

カ 過去に年金担保貸付を利用し、生活保護を受給していた方が、再度借り入れ、

生活保護を申請されても、生活保護は適用されません

4. 生活保護費の返還

ほんらい しりよく せいめいほけん とち かおく こうつうじ こ ほしょうきん ねんきん う けんり
本来、資力（生命保険、土地・家屋、交通事故の補償金、年金を受ける権利

など）があるのに、緊急の場合などやむを得ない理由で生活保護を受けたと

きは、生活保護費（医療費、介護費などを含む）をさかのぼって返していただく

ことになります。

5. 不正な受給

しゅうにゅう しんこく せいかつ ほ ご ひ う
収入をきちんと申告しなかったり、うその申告で生活保護費を受けたりした

場合は、その生活保護費（不正が悪質な場合は、40/100 を乗じた額以下の

金額をさらに徴収することがあります）を返還してもらうとともに、場合によって

は3年以下の拘禁または100万円以下の罰金に処せられます（※生活保護法

第85条）。また、内容によっては、刑事告訴を行う場合があります。

6. 公共料金などの減額

生活保護を受けている間、定められた手続きをすれば、次のような減額または免除などが受けられますので、詳しくは、地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

☐ NHK受信料の減免

☐ 国民年金の保険料の法定免除

☐ その他、福祉サービスの減免

☐ 住民税・固定資産税の減免

☐ 転居など臨時的な粗大ごみの処分料の減免（リサイクル料を除く）

☐ し尿処理手数料の減額

☐ 留守家庭児童会保育料の減免

10 病気やけがで医療機関にかかるとき

病気やけがなどで医療機関にかかるときは、福祉事務所が発行する「医療券」が必要になります。

- ① 医療機関などにかかるときは、受診する前に地区担当員（ケースワーカー）に必ず連絡してください（事前連絡がない場合は、医療費などを全額自己負担していただくこともあります）。休日・夜間の急病など、やむを得ず連絡できない場合は、受診後、すぐに連絡してください。医療券、調剤券がWEBサイトでも申請できます。
- ※初めての医療機関等または緊急で医療機関を受診した場合はこれまで通り電話や窓口で手続きしてください。

医療券発行依頼



- ② 長期間通院が続く方や頻繁に通院している方につきましては、状況を確認させていただきます場合があります。
- ③ 病気が治ったとき、入院・退院するとき、転院するときは、ただちにそのことを福祉事務所に連絡してください。
- ④ 原則、同じ病気で同月に複数の医療機関にかかるような重複受診はできません。
- ⑤ 人工透析、人工関節、ペースメーカーなどや心の病にかかる医療費（薬代を含む）は、生活保護より自立支援医療の制度が優先されます。（申請窓口は、障害福祉課です）
- ⑥ 難病にかかる医療費（薬代を含む）は、生活保護より難病の医療費助成制度が優先されます。（申請窓口は、保健予防課です）

⑦ 病院や薬局で薬を処方される場合は、国全体で後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用をすすめていますので、生活保護を受給している方についても医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用させていただきます。

⑧ 交通事故に遭われた場合は、直ちに地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください（交通事故による治療費は原則として加害者により負担されます）。

⑨ 眼鏡や装具などについては、治療の一環として必要なときは、生活保護の範囲内で対応できる場合がありますので地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

⑩ 義務教育を受けている世帯員のトラコーマ、結膜炎、はくせん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯及び寄生虫病の病気については通学している学校（学校が休みのときは教育委員会）で医療券を受け取って、医療機関にかかってください。

⑪ 生活習慣病予防やご自身の健康管理の為に、健康づくり健診（無料）を受けけることをお勧めします。（申請窓口は、健康づくり推進課です。）

また、生活習慣病（糖尿病、高血圧など）が重症化すると、人工透析などを受ける恐れがありますので、医師の診断どおり受診・服薬し、健康管理に努めてください。

生活保護を受けると、国民健康保険証、身体及び知的障害者医療証、子ども医療証（ただし、被用者保険の本人及び被扶養者家族は除く）などは資格がなくなりますので、それぞれの発行元に返還してください。

ただし、社会保険の被保険者証、共済組合員証などをお持ちの方は、そのまま
使用してください。医療機関に医療券と健康保険の被保険者証などを提示してく
ださい。

II 介護が必要になったとき

介護保険制度は、介護が必要な状態に応じた「介護度」を判定し、その介護度
に見合った在宅での訪問介護（ホームヘルパー）や短期入所生活介護（ショート
ステイ）などの介護サービスや施設での介護を提供するというものです。

介護サービスを利用しようとする方は、まず要介護認定を受けなければなりま
せん。

申請すると訪問調査員が、ご家庭を訪問し、調査します。主治医の意見などを
参考に介護認定審査会で要介護度が認定されます。要介護度には、7段階あり
ます。「要支援1、2」、その後「要介護1～5」と数字が大きくなるにつれてより多
くの介護サービスが利用できます。

介護保険では40歳以上の老化による特定の疾病（例えば脳血栓や慢性関節
リウマチなど）の方も対象となります。

よくわからない方、介護サービスを利用しようと考えている方は、地区担当員
（ケースワーカー）、地域包括支援センター、または介護保険の窓口で相談してく
ださい。

メモ

ち く たんとういん
12 地区担当員（ケースワーカー）

あなたが^す住んでいる^{ち い き}地域の^{ち く たんとういん}地区担当員（ケースワーカー）は
 です。

また、あなたが^す住んでいる^{ち い き}地域の^{みんせい い い ん}民生委員は
 さんです。

^{じゅう しょ}住 所 ^{ね や がわ し}寝屋川市

^{でんわ}TEL 072－

^{ね や がわ し ふく し じ む しょ}
寝屋川市福祉事務所

〒572－8566 ^{ね や がわ し い け だ に し ま ち ばん ご う}寝屋川市池田西町24番5号

^{し り つ い け さ と し み ん こ う り ゅ う}市立池の里市民交流センター内 ^{ない ほ ご か}保護課

^{ち ょ く つ う でんわ}
(直通) TEL 072－838－0347